

会 議 録

会議名(審議会等名)	小金井市男女平等推進審議会(平成19年度第3回)
事務局	企画財政部企画政策課男女共同参画室
開催日時	平成19年12月21日(金) 午前10時00分～12時10分
開催場所	前原暫定集会施設A会議室
出席者	委員 鮎川志津子委員、加藤りつ子委員、佐藤宮子委員 中川桐枝委員、森田千恵委員、加藤春恵子委員 諸橋泰樹委員、山本修司委員、
	事務局 阿部企画政策課男女共同参画担当課長補佐 成瀬企画政策課男女共同参画室長
欠席者	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	2 人
会議次第	別紙のとおり
会議結果	別紙会議録のとおり
提出資料	資料1 小金井市男女平等推進審議会の進め方について(案) 資料2 小金井市男女平等基本条例 資料3 小金井市男女平等基本条例施行規則 資料4 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」 資料5 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に関する 提言について 資料6 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」推進 状況調査報告書(平成18年度) 資料7 小金井市男女平等推進審議会開催経過 資料8 市民意識調査調査票

第1回小金井市男女平等推進審議会(平成19年度第3回)

平成19年12月21日(金)

午前10時～12時

場所：前原暫定集会施設A会議室

次 第

1 内容

- (1) 委員の委嘱について
- (2) 会長、副会長の互選について
- (3) 審議会の進め方について
- (4) その他

2 資料

- ・ 男女平等推進審議会委員名簿
- ・ 審議会の進め方について(案)
- ・ 男女平等基本条例
- ・ 男女平等基本条例施行規則
- ・ 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」
- ・ 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に関する提言について(写)
- ・ 男女平等推進審議会開催経過
- ・ 第3次行動計画推進状況調査報告書(平成18年度)
- ・ 男女平等に関する市民意識調査調査票(写)
- ・ 男女平等情報誌「かたらい」
- ・ 「こがねいパレット」記録集

第3期第1回小金井市男女平等推進審議会（平成19年度第3回）

平成19年12月21日（金）

【阿部課長補佐】 定刻となりましたので、ただいまから、第1回小金井市男女平等推進審議会を開催いたします。

委員の委嘱が終わり、会長が選任されますまで司会進行を務めさせていただきます男女共同参画室の阿部です。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

初めに、委員の委嘱を行います。本来でしたら、稲葉小金井市長から委嘱状を交付するところですが、現在議会中のため、事務局が代わって交付させていただきます。

（事務局 委嘱状交付）

【阿部課長補佐】 委嘱状の交付を終了いたしました。なお、今申しましたように、委員の任期は平成19年10月24日から2年間となります。よろしくお願いいたします。

次に市長のあいさつですが、先ほどお話ししましたように、現在議会中のため、市長から預りましたあいさつ文を、私が代読させていただきます。

「このたびは、小金井市男女平等推進審議会の委員としてご承認いただきまして、ありがとうございます。市では、現在平成15年3月に策定をいたしました第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に基づき、男女平等社会実現のため、市民と市が連携し、協働して、施策を進めております。

男女平等推進審議会は、男女平等基本条例に基づいて、市長の附属機関として設置しています。前期の審議会では、第3次行動計画の推進状況や職員意識調査、市民意識調査の調査項目等について審議していただきました。また7月に前期審議会より第3次行動計画に関する提言をいただいております。提言につきましては、今後、関係課と検討、調整を図る所存であります。

男女平等推進審議会委員の皆様には男女平等、男女共同参画推進のため、ご協力を賜りますようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員委嘱にあたりまして、一言ごあいさつとさせていただきます。」

以上です。

続きまして、本日は第1回目の会議でございますので、ここで各委員の皆様の自己紹介

をお願いしたいと思います。なお市民公募の委員につきましては、8月1日から9月7日までの間に5人の公募委員の募集を行ったところ、8人の方から応募があり、選考基準に基づき、審査の上、本日ご出席いただいております5人の皆様をお願いすることとなりました。また関係団体等の委員につきましては、推薦により委員をお願いしております。

では、初めに公募委員の鮎川委員から、ごあいさつをお願いいたします。

【鮎川委員】 前原町に住んでおります鮎川志津子と申します。よろしくをお願いいたします。

私の本業はシステムエンジニアをしております。海外にも住んでおりましたので、海外でのさまざまな男女の役割分担などもあわせて、いろいろな意見などをお話ししていただければいいと思っております。そして、ここでいろいろ勉強させていただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

【阿部課長補佐】 よろしくをお願いいたします。

では、次に加藤委員をお願いいたします。

【加藤(り)委員】 加藤でございます。貫井南町に住んでおります。今、市民活動といたしましては、「小金井女性史を作る会」で、小金井唯一の女性史を発行するお手伝いをさせていただいております。また、こがねいパレットの実行委員をやっておりまして、こちらにきょうの資料で去年の記録集がございますけれども、ことしの分のパレット記録集をつくるという活動をしております。私もこちらで、いろいろ皆様とともに勉強させていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

【阿部課長補佐】 次に佐藤委員をお願いいたします。

【佐藤委員】 佐藤宮子と申します。市民活動とっていいような内容としましては、第2次行動計画の中で、小金井市の女性グループ、横断組織をつくろうということでできましたこがねい女性ネットワークの代表をさせていただいていました。

個人的な仕事としては、3年ほど前までは公立中学校の講師をしておりました。その関係で、今、週1回だけ狛江市にあります愛光女子学園という少年院でたった週2時間ですが、ちょっと指導をしております。そういう関係を男女共同参画の推進につなげていければいいなという気持ちで応募いたしました。

今後とも、どうぞよろしくをお願いいたします。

【中川委員】 中川です。私は15年ぐらい前から高齢者介護を在宅でずっと行ってお

ります。介護福祉士の資格を取りまして、ずっと行っているんですけども、そこでいろいろ高齢者の在宅において男性と女性とがあまりにも……、違いですね。それに注目いたしまして、これからの介護の方向性を考えていきたいくて、応募させていただきました。よろしくをお願いします。

【阿部課長補佐】 森田委員、お願いいたします。

【森田委員】 東町に住んでおります森田千恵と申します。よろしくをお願いいたします。

私も男女平等や男女共同参画に関することがらは、いろいろな面で興味がありまして、すごく長くなるので、きょうは手短にお話しします。子供がようやく高校生、中学生になったんですが、子育ての前に一たん仕事をやめておりまして、その間にやっぱり夫との対等性がなくなってくるであるとか、社会から隔絶されたと感じまして、10年前に再就職して働いてきました。やはり女性が再就職するのは、非常に困難なことがありまして、雇用の問題、あと非正規でいろいろな問題があり、労働としては、正社員とは同じような仕事をさせられている。

そして2001年度に東京学芸大学の修士課程で社会学を学びまして、きょうはいらっしゃらないんですけども、中澤先生のジェンダーについての勉強会に参加させていただいたりとか、先生が委員長になっていらっしゃるなんて、正直驚いたんですが。学芸大で修士号を取得して、子育て期の夫婦の関係性について、論文を出してから卒業いたしました。

その後に、実は本業は男女共同参画センターの職員として、都内の別の自治体のセンターで職員をしております、非常勤ですが、事業企画を5年間やってきております。ようやく、ここで子供が少し大きくなりまして、自分の住む小金井市の男女共同参画のこれからの方向性について、皆さんとよりよい議論をしていきたいと思ひまして、今回応募させていただきました。よろしくをお願いいたします。

【阿部課長補佐】 では、次に学識経験者の加藤委員、お願いいたします。

【加藤（春）委員】 加藤春恵子と申します。小金井では、女性ネットワークに入れていただいたり、NPOの湧さんをお手伝いさせていただいたりしているんですが、何分、東京女子大学の仕事が、やっと来年3月に定年になりますんですけども、それまでいっぱいいっぱいのございまして、勤務先所在地の杉並のほうでは男女共同参画推進懇談会長をさせていただいておりますが、小金井のことは皆さんにお任せしっ放しでした。少しでもお手伝いをさせていただきたいと思ひます。よろしくをお願いいたします。

【阿部課長補佐】 諸橋委員、お願いいたします。

【諸橋委員】 前原町に住んでいる諸橋と申します。大学は横浜のほうなんですけれども、今まで2期ほど審議会の仕事をさせていただきました。2期で終わりと思ったら3期まで期間が有効というか、2年先まで許されるそうですので、引き継ぎのためにちょっと居残りをさせていただきましたけれども、やり残した仕事等ありますし、皆さん方とこれから駅の再開発とともに男女平等の政策を、また一步でも進められたらと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【阿部課長補佐】 山本委員、お願いいたします。

【山本委員】 小金井市の小中学校の校長会から推薦されて参りました山本でございます。現在、小金井一中の校長に着任して2年目でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。校長会では人権教育を担当しておりますので、私も代表として頑張ろうと思っております。

【阿部課長補佐】 ありがとうございます。なお、学識経験者の中澤委員ですが、12月21日まで海外にご滞在ということで12月22日からの委嘱になりますので、審議会の出席は次回からとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

あと、従前、青年会議所から1名推薦をいただいておりますが、ちょっと推薦がおくられておまして、推薦をいただき次第、委嘱となりますので、あわせてご了承をお願いいたします。

引き続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

事務局は企画政策課男女共同参画室です。

【成瀬室長】 男女共同参画室長、成瀬でございます。丸3年目になりますが、初の男性の職員としていろいろとご指導いただいております。

【阿部課長補佐】 最後になりますけれども、企画政策課男女共同参画担当課長補佐の阿部と申します。この4月から男女共同参画室に参りました。まだ不慣れではありますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、男女平等基本条例の第30条第1項の規定によりまして、会長の互選をお願いいたします。どなたかお願いできますでしょうか。推薦もしくは立候補でも構いません。

【加藤（春）委員】 引き続き、ぜひ諸橋前会長にお願いしたいと思います。

【阿部課長補佐】 皆さん、いかがでしょうか。（拍手）

では、諸橋先生、よろしくをお願いいたします。

【諸橋委員】 わかりました。

【阿部課長補佐】 お忙しい中、ほんとうに申しわけありません。よろしく願いいたします。

【諸橋委員】 では、今から司会交代してよろしいですか。

【阿部課長補佐】 はい、よろしく願いいたします。

【諸橋会長】 皆さん改めまして、諸橋でございます。ふつつか者ですがというのは、あれですね。昔の言い方ですね。よろしく、どうぞお願いいたします。

先ほど申し上げましたように、2期ほどやってきましたけれども、条例をつくったりプランをつくったりするところまでは、いけいけどんどんで勢いもあったんですが、いざ審議会ができると、皆さんも忙しいということもあります。それから会開催の回数そのものが、条例をつくったり、プランをつくったりするときよりもぐっと減りますので、そういうこともありまして、私たちのサボタージュもあるんですけども、十分に市政を動かしたり、市長を動かしたりできなかった嫌いがあります。メンバーが、大分一新されたので頼もしい限りと思いますので、ぜひ私の目の黒いうちに、2年ほどですけれども、また1つでも2つでも進めさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

それでは副会長を選ばないといけませんので、規定にのっとり、副会長を選ばせていただきます。いかがいたしましょう。今までのジェンダーバランスからして、もちろん女性が望ましいと思いますし、公募の委員から出てほしいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

どなたか。自薦他薦あるいは事務局のほうでスカウトはございますか。

【阿部課長補佐】 特に打診はしていないんですけども、できましたら公募委員の方の中からお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。佐藤様。

【諸橋会長】 やっぱりネットワークの中核におられて、今後市民との連携も含めて、こがねい女性ネットワークの方がおられると助かるかなと思っておりますけれども、これは会長からのお願いです。どうですか。(拍手)

じゃあ、何か突然のご指名ですが、ぜひご協力をお願いいたします。

【佐藤委員】 できるかな。

【諸橋会長】 会長が事故に遭ったときは、ぜひ補佐でというようにしていただければと思います。そうしたら、こちらにおいでいただいて、きょうから早速進行をお願いしたいと思います。

一言どうぞ。

【佐藤副会長】 女性ネットワーク代表ではありますが、ほんとうにわからないままやっている中で、審議会なんかの委員になるのも初めての経験なもので、ほかの審議会とかでちょっと経験があればいいんですが、いまいちお役に立てるかどうかわかりませんが、一応市民とのつながりという点では、ある程度足場があると思いますので、その辺を使わせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【諸橋会長】 よろしく願いいたします。

それでは、この2人の体制で第3期になるのでしょうか、2年間よろしく願いいたします。

それでは傍聴の方もいらっしゃっていますけれども、会議の進め方等については事務局から説明があるかと思しますので、それをお願いして、まず委員の任期は先ほどからあるように2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならないということで29条に書いてありまして、メンバーは10人なんですけれども、先ほどお話がありましたように、青年会議所の方がまだですね。1人空席があります。今のところは9人ですが、規定上、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならないということで、よくあるような5分の3を超えてはならないとか、そういうような規定をわざとつくってありません。今回は7対2という感じのジェンダー比になっておりますけれども、特段規定上、問題ないということでご了承いただければと思います。もう1人、青年会議所の方が、もしかしたら男性になるかも……。

【阿部課長補佐】 そうですね。

【諸橋会長】 男性しかいないの？

【阿部課長補佐】 女性もいます。

【諸橋会長】 そんなことはないか。女性もいるんですよ。

かしこまりました。ということで、会は成立しているというふうにお考えいただいて結構かと思えます。それでは今ほど申し上げた審議会の進め方について事務局からご説明をお願いいたします。

【阿部課長補佐】 初めに配付をしてあります資料のご確認をお願いします。まず次第です。それと審議会の委員の名簿。審議会の進め方についての案です。小金井市男女平等基本条例、これは冊子になっているものと、施行規則です。それと第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」、厚い冊子です。ことしの7月に前期の委員の方から提言を

いただいております「行動計画の提言について」です。それと、審議会の開催経過です。あと行動計画の推進状況について、毎年調査報告書を出しております、平成18年度版です。参考資料として、今年9月に実施いたしました市民意識調査の調査票、それと男女平等の情報誌「かたらい」、こがねいパレットの記録集です。

以上です。また、後でお配りした配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱です。皆さん、ございますでしょうか。

では、最初に審議会の進め方の案について、お手元の資料をごらんいただきたいと思えます。

まず会議についてですけれども、会議は会長が招集いたします。会議の成立は委員の半数以上の出席が必要となります。また会議は原則公開ですが、審議会の適正な運営に支障があると認められるときは非公開とすることができますとしています。

次に会議録の作成についてです。平成16年4月1日から施行しております市民参加条例によりまして、各種審議会等の会議録を作成し、ホームページに掲載し、情報公開コーナー、図書館等に配置することになっております。

会議録の作成の方法としまして、3つの方法がございます。まず第1に全文録です。これは、発言すべてをそのまま記録いたします。次に発言者の発言内容を内容ごとに要点記録する要点記録です。最後に会議の内容の要点記録です。これは会議全体の内容の要点をまとめて記録するものです。男女平等推進審議会については、全文記録となっております。録音した内容について、全文記録で議事録を作成するため、速記会社へ委託をいたします。会議の録音したデータを速記会社に渡した後、10日程度で速記会社から記録が返送されてきますので、事務局で誤字脱字等、一定の校正をさせていただいて、その後各委員に会議録（案）として送付をいたします。その記録のご自分の発言部分について修正があれば事務局にご連絡していただいて、それをもとに事務局で校正したものを、会長に見ていただき、最終的に会長に一任していただいて、会議録として確定いたします。

前回までは、次回の審議会で確定、承認となっていたんですけれども、会議録の公開に時間がかかるという指摘がありました。審議会が頻繁に開催されていないので、間隔があき過ぎてしまいますので、今申し上げた方法にさせていただきたいと思えます。この点については、後ほどご協議をお願いしたいと思います。

次に傍聴についてですけれども、審議会の開催日については市報及びホームページに掲載し、傍聴を希望される方は開催日に直接お越しいただきます。きょうは2名の方が傍聴

にいらっしゃっていますけれども、傍聴者の方が何か意見をおっしゃりたい場合は意見用紙というものがございまして、それに記載していただきます。会長がそれを見て、必要に応じて審議会の参考といたします。それに対する質疑応答は行いません。

審議会の進め方については以上です。

【諸橋会長】 ありがとうございます。会議録の作成について一部変わりましたが、第2期までの審議会の進め方をほぼ踏襲し、今までどおりの方法かと思われませんが、まず会議の進め方についてご質問、ご意見等ありましたら、いかがでしょう。

会議については、もう規定がありますのでこれで結構かと思います。

2の会議録に関してはいかがでしょうか。これはちょっと変わったんですね。

【阿部課長補佐】 そうですね。

【諸橋会長】 今までは会長が責任を持っていたような気がしないけれどもどうでしょう。

【阿部課長補佐】 今までは、今回の会議で皆さんにお諮りして確定していました。

【諸橋会長】 そうですよ。そこで諮っていましたね。

【阿部課長補佐】 はい。ただ、今回の会議の間隔が何カ月も空いてしまいまして、今はホームページ等への掲載——情報公開の関係で遅すぎるということで、議会でも指摘がありまして、できるだけ早くということで、皆さんにはご送付して修正していただきますけれども、その後の最終的な修正を会長に一任させていただいて、ホームページ等に載せたいと思います。

【諸橋会長】 これはもう全文記録は確定してきたものですが、今回変更するなんていうのはあってもいいですか。そういうのは考えられない。

【阿部課長補佐】 基本的には全文記録ですが、この時点で何かご意見があればそれでもよいと思いますが。

【諸橋会長】 いかがでしょうか。もちろん全文記録が望ましいと思います。後で読んでも何を言ってるかよくわからないよとかなってね。話がかみ合っていないよとかね。手で起こしてもらっているものですから、経費もかかるからってここまでする必要もないかなと思ったこともあるんですね。もちろん全文記録が望ましいのですが。

また業者がやってくれるんですね。

【阿部課長補佐】 そうです。

【諸橋会長】 一時期、経費の削減で事務局員に全部やっていただいたこともありまし

たけれども。

【阿部課長補佐】 ただ、その手間も経費になりますので、事務局でやるよりは、業者をお願いした方がよいと思います。

【諸橋会長】 職員が、あんなテープの逐次を打ってるのはちょっとかわいそうと思いましたけれども。全文記録でこれまでどおりでよろしいでしょうか。何かご意見ありますか。よその審議会とか委員会ですと、ほんとうに要点記録とか会議内容だけの要点記録とか、ペーパー1枚しか出ないところもあります。ここは大部なものが送られてまいります。

じゃあ、ご異議ないようですので審議会の進め方——傍聴の件がありましたけれども、記録に関しては、全文記録として、校正は最終的に会長に一任ということにさせていただきます。傍聴に関してはいかがでしょう。これも、これまでどおりの慣例ですけれども、審議会の日程をあらかじめ知らせて傍聴者は自由に来ていただいて、意見表明は原則ないので、紙に書いていただくということで、最後に紙をいただいて会長判断で、これはこの場で読んだほうが良いという場合は読みますし、そうでないときはお預かりしてという形になっております。

【佐藤副会長】 これは開示はしないんですか。議事録の中に入れることはないんですか。

【諸橋会長】 入れないという形で……。

【阿部課長補佐】 会長が判断して、読み上げれば議事録に入ります。

【諸橋会長】 読み上げた場合はということですね。

どうでしょうか。これは第1期のときに、こういうルールを決めたんだと思います。また何か変更が必要でしたら適宜変更していくということで傍聴に関してもよろしいでしょうか。

それでは会議の進め方は了承されたということで、ご了解いただければと思います。ありがとうございました。

それでは、きょういただいた資料、大分ありますので、一番大事な条例とプランと、さらにはプランというか行動計画です。それから進捗状況等の報告書もありますので、順次ご説明いただいてよろしいでしょうか。

【阿部課長補佐】 はい。先ほどご確認いただいた資料を順次説明させていただきます。

まず、小金井市男女平等基本条例です。この薄い冊子をごらんください。小金井市男女平等基本条例は平成15年6月26日に施行されました。基本条例には第3条に5つの基

本理念が規定されております。

まず1つ目が、個人としての人権尊重です。2つ目が、男女の役割分担意識の改革です。3つ目は、政策・方針決定過程への男女共同参画です。4つ目が家庭生活と社会生活の両立で、5つ目が国際社会への協調です。

第4条から第7条には、市、市民、事業者等、その他の団体の責務を規定し、それぞれに男女共同参画の推進に努めるとともに、その施策に協力、連携を図るとしてあります。

第10条には、行動計画の策定が規定されており、それに基づき小金井市では第3次行動計画、「個性が輝く小金井男女平等プラン」が策定されています。また、その推進状況を調査し、毎年報告書を作成しています。

第12条から第23条では、男女共同参画の推進に関する施策が規定されており、市ではさまざまな施策を行っております。男女平等推進審議会の規定は第26条から第33条で規定しております。

雑駁ですけれども、次に基本条例の施行規則です。これは男女平等基本条例の施行に関し、必要な事項を定めています。主に条例の第24条、25条に規定している市の男女平等、男女共同参画施策等についての苦情処理について規定されております。市では、現在、男女各1名ずつの苦情処理委員の方を選定して、苦情処理、または相談等についてお願いしております。

次に、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」、この厚い本です。その策定計画と概要についてご説明させていただきます。女性の地位向上については、国連が提唱した国際婦人年、1975年を契機に、世界規模で取り組まれました。小金井市は、公民館活動や福祉活動が盛んな地域であり、多くの女性たちがさまざまな分野で活躍されました。地域活動の中で、「福祉と婦人」という視点から、1977年から福祉を図る婦人の集いを10年続ける中で、市議会においても「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約の早期批准に関する意見書」が議決され、女性問題の意識も高まってまいりました。

1983年、市の国際年総合調整会議が「婦人行動計画」の策定に着手し、市内の女性団体、一般市民の方々に呼びかけ、「婦人問題懇談会」を設置し、市と市民が協働して、翌1984年に初めての行動計画として、婦人問題解決のための「小金井市婦人行動計画」を策定いたしました。

その後、市民組織として、「婦人問題会議、(後の女性問題会議)」を設置し、施策の推進を図ってまいりました。1992年に第3期女性問題会議から、「21世紀へ向けて／男女

平等推進小金井市行動計画策定への提言」をいただきました。

第2次の行動計画策定に当たり、庁内に女性行動計画策定検討委員会を設置し、助言者として学芸大学の久場教授にご指導いただき、1994年、「男女共同参画社会を目指して／ともに生きる小金井市行動計画」を策定いたしました。推進に当たり、市民組織として、女性問題から男女共同参画へ視点を移し、「男女共同参画研究会議」を発足し、施策の展開を図りました。

第2次の行動計画は、平成7年度から平成16年度までの計画として策定いたしましたけれども、主要なプログラムの大半が達成されたこと、「男女共同参画社会基本法」の制定など、社会情勢の急激な変化が見られたこと、また、第3期男女共同参画研究会議から、「男女共同参画社会の実現を目指して／小金井市行動計画策定への提言」もいただいたことなどを踏まえ、計画期間を2年早め、平成14年度で終了し、新しい第3次の行動計画策定の運びとなりました。

計画の策定に当たっては、市民組織として第3次小金井市行動計画策定委員会を設置しました。併せて、庁内職員の組織として、(仮称)第3次小金井市行動計画策定検討委員会を設置し、両組織を連動し、第3次行動計画を策定いたしました。

第3次行動計画策定の途中で条例策定の方針を示され、計画と条例を同時進行で作成していただきました。計画の目標として、条例と同様、目的は平等社会、そのために男女共同社会が必要であると位置づけました。特に課題の5分野の理念は、策定委員の方々が起草していただきまして、皆様の熱い思いが込められています。計画の期間は平成15年度から24年度までの10年間で、必要に応じて見直しを図る予定になっております。

計画の主要課題として、①人権尊重と男女平等の意識づくり ②あらゆる分野への男女共同参画の推進 ③男女平等教育・学習の推進 ④生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立 ⑤雇用の場における男女平等の実現という5本の柱を立て、施策として72施策286事業を取り上げ、庁内の広範多岐にわたる施策の展開を図ってまいりました。

現在、行動計画の5年目に入り、さまざまな施策を実施しているところです。また、毎年その推進状況について調査し、報告書にまとめています。お手元に、平成18年度の推進状況についてまとめた報告書をお配りしてあります。今後の推進に、条例とあわせてご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に関する提言についてとい

うことで、写しということで4枚つづりのものがあると思いますけれども、これは前期委員の方々が行動計画に基づいてまとめてくださったものです。これに基づきまして、庁内に市の男女共同参画施策の推進を図るための行政連絡会議というものがありますので、この提言を受けて、各課の今後の対応や課題をまとめ、検討していく所存であります。

次に、男女平等推進審議会の開催経過ですけれども、これは17年度からのものをまとめてあります。これは参考になさってください。

先ほど申しました推進状況の調査報告書なんですけれども、第3次行動計画の施策事業について、毎年、その推進状況を各課に調査依頼をしまして、その結果を報告書にしてまとめています。これについては、前期の審議会でお示ししまして、協議をいただいているところであります。

それから、参考資料としてお配りしていますのは、男女平等に関する市民意識調査の調査票です。この調査票は、男女平等に関する市民意識調査ということで、ことしの9月14日から10月2日までに行いました。現在、集計作業中であります。集計分析報告書作成について、業者に委託しておりまして、来年3月に報告書ができ上がる予定になっております。報告書ができ上がりましたら、皆さんにまたお示しして、その結果について審議していただくことになるかと思っております。よろしくお願いたします。

次に、男女共同参画の情報誌「かたらい」です。お手元のものは26号で最新版です。「かたらい」は、編集員を市民公募いたしまして、市民の目線でいろいろな企画を取り上げて作成していただいております。現在、年に2回発行しております。

それと、「こがねいパレット」の記録集、黄色い冊子です。「こがねいパレット」は、「いろんな人が いろんな色（個性）のまま いろんな幸せをつかめる社会をめざす」ということで行っている事業でありまして、毎年実行委員を公募して、企画、運営、記録集の発行まで実行委員にお願いしております。今年は11月4日に、「ひとりひとりが大切」というテーマで、女子教育、障害者教育の先駆者である石井筆子の生涯を描いた映画「筆子・その愛 - 天使のピアノ」の上映をいたしました。また、市内で活動しているさまざまな団体の展示やその活動の説明等もいたしました。参加者が多く、大盛況でした。記録集のほうは、来年の3月の発行を予定しております。

お配りした資料については以上です。

【諸橋会長】 ありがとうございます。初回ということで大量な資料をいただいておりますが、何かご質問等、いかがでしょうか。条例の冊子と第3次行動計画、それから条

例の施行規則と第3次行動計画に対する提言、それと第3次行動計画の実施報告、この分厚いのが今回のみそかと思います。

【阿部課長補佐】　　たくさんの資料がありますので、持ち帰っていただいて、じっくり読んでいただければと思います。

【諸橋会長】　　改めて条例を見ると、盛りだくさんの条例をつくったなという気がしますね。よそは、例えば条例の冊子の10ページ、11ページあたりを見ていただくとわかりますけれども、基本計画をつくりなさいとあるんだけど、第3章、施策に関してまで条例に盛り込んでいるというのはなかなかないです。これはかなりの規定力がありまして、啓発活動をしなさい、暴力の根絶をしなさい、健康を支援しなさい、雇用の場で男女平等を推進しなさいとか、ここまで細かく施策に関して条例で規定したというのはなかなか自慢してよろしいかと思いますので、ぜひこれをご活用いただいて、また実際に形のあるものにしていただければと思いますが、6ページとか15ページを見ていただくと、この条例の仕組みとか、苦情処理の仕組みが書いてあります。それから、苦情処理の受け付け用紙とかもつくってありますので、第1期、第2期の条例の策定、審議会でもつくったものですが、1期、2期の仕事はこれをつくるのが主な仕事だったのですが、苦情処理の仕組みや苦情処理の受け付けの用紙等もぜひごらんいただいた上で、この伝家の宝刀はまだ1回も使われていないんです。苦情があればいいという問題ではもちろんありませんが、しかし、小金井はDVはなければ、あるいはセクハラもなければ、市の施策で男女差別が全くないというふうには思いませんので、使われないにこしたことはないですが、この苦情処理がどこかで役に立つといいかなと思っております。男性、女性1人ずつをもって委嘱されておりますので、あまり出番がないのもかわいそうですから、ぜひ広げていただければと思いますので、条例及び苦情処理、ぜひご活用くださいますようお願いいたします。

それから、進捗状況の報告書は、この審議会で毎年のように皆さん方にごらんいただいて、細かく検討いただいて、ここはどうなんですか、これはほんとうに進行しているんですか、あるいは、これは全然進んでないんじゃないんですかということはこの委員会ですと細かく見ることができます。評価ということではなく、実施状況報告書ですので、今後ともその評価システムは研究しながら、実質効果が上がっているもの、上がっていないものをどう見ていくか、その効果をどうやって測るかということなどもおいおいここで検討していくことになると思います。

昨年、第2期のときは評価システムの検討も仕掛けたんですけども、庁内の評価システムに相乗りしたりして、全事業について、うまくいったところ、使えなかったところがありますけれども、庁内の評価システムの結果というのは出たんですね。その中の女性施策に関するものも多少は含まれて結果は出たんです。ざっくり言って、どんな評価と言っていいんでしょうか。

【成瀬室長】 特に男女共同参画室の評価については、担当者の評価と管理職の評価等で一応評価されておりますので、その内容についてはホームページ等でも見られるようになります。

【諸橋会長】 それは委員会資料として出してもらってもいいですか。

【成瀬室長】 全部となると……。

【諸橋会長】 全部はだめですね。その施策にかかわるところだけというのは。

【成瀬室長】 男女共同参画室と関係のあるものについては、事業予算の中に含まれておりますので、その施策に含まれているかどうかというところについては分類できませんので。

【諸橋会長】 分類できないんですね。

【成瀬室長】 はい。

【諸橋会長】 男女共同参画のところだけでも、庁内でどういう評価がされたか。何事業ほどでしたっけ。何施策？ 幾つ？ 三十幾つある？

【成瀬室長】 31あります。行政評価に載っているのは、これまでで審議が済んでいるので。

【諸橋会長】 それは結構ですので、ちょっと次回資料を出してもらえますか。

【成瀬室長】 はい。

【諸橋会長】 第3次行動計画の進捗状況についての評価も一応調査が行われておりますので、ちょっと出していただければと思います。

それから、こちらの推進状況調査報告書の一番最後の104ページ、105ページに小金井の委員会や審議会等の女性の比率とかいうようなものが載っておりますので、一種の小金井のジェンダー統計といえますか、そんな感じの性格にもなっておりますので、これも後でござんくださいますようお願いいたします。

あとは、小金井市の教員の女性の比率とか、管理職の教員の女性の比率とか、あるいは庁内の女性の比率や管理職の女性の比率とかはここには載っていないので、これは何かま

た出たときがありましたよね。

【阿部課長補佐】 はい。その資料はありますので、次回お示しします。

【諸橋会長】 お願いいたします。何か、どうでしょう。条例に関しましてと、第3次行動計画及びこの行動計画の進捗状況の報告書に関しまして、今ここでご発言いただくことはございますか。

私たちの今期の仕事は、第3次プランの再検討というか、第4次プランに向けてということになるのでしょうか。

【阿部課長補佐】 はい。

【諸橋会長】 プランは「男女平等社会」と「男女共同参画社会」というのをわざと分けて書いていまして、これは条例もそうなんですけれども、目指されるのは男女平等の社会で、プロセスは男女共同参画で行うという、そういうところがみそになっています。条例もプランもわざと用語を変えてありますので、そのところをご確認いただいて、目指されるのは男女平等というふうにお考えいただければと思います。ほか、どうでしょうか。

あと、前回の第2期の提言で、先ほど、庁内の行政連絡会議で検討するというお話をいただきましたけれども、去年の7月30日に出した第2期の提言は、その後、どう活用されつつあるのでしょうか。

【阿部課長補佐】 一応各課から出された結果をまとめて表にしたんですけれども、それを庁内の連絡会議に示しました。予算に反映できるものは反映してほしいという願いはしましたけれども、なかなか実際にすぐ反映ということは難しいと思います。すぐどうこうということではなく、これから検討していただくという形をお願いしております。

【諸橋会長】 なるほど、わかりました。

これは、第2期のときにとりあえず取りまとめたものです。この第3次行動計画の進捗状況を検討しながら、ここ、進んでないじゃないかとか、ここ、力を入れてくださいということで提言をまとめました。何か未実施が多いとか、そういうことを書いてありますので。それから、市民意識調査と職員意識調査はやっていただきましたので、これは公約を果たしていただいております。

それから、もう1つは、拠点づくりということで、センター設置を強く望むということは毎年度のように出してきたんですけれども、ちょっと我々の力が弱くて、ほんとうは首長に直にネゴシエートしたり議会を動かしたりしなきゃいけないんでしょうけれども、いまだ拠点の設置に関してははかばかしいお返事をいただいております。センターかでき

るのがいつのことやらわからないのですが、これも第3期で何とかめどだけでもつけられるといいんですけども、そのようなことが書いてございますのでごらんください。

先ほどの市民意識調査はこの前行われて、3月に報告書が出るということですね。

【阿部課長補佐】　　そうです。

【諸橋会長】　　職員意識調査は昨年度やっていただいて、膨大な結果をいただいて、大変有意義なものですけれども、あれをプレスリリースしたり、あるいは庁内の研修に役立てたりということはどのように進んでおりますでしょうか。

【阿部課長補佐】　　事務局で分析を行いまして、ホームページに載せてあります。職員全員に配付している庁内広報というのがあるんですけども、そこにもその分析結果を載せて、職員の皆さんの意識啓発に努めました。

【諸橋会長】　　フィードバックはしたわけですね。

【阿部課長補佐】　　ええ。あと、次回の「かたらい」で、市民の目線でどう考えるかということで分析をしていただいて、それを載せる予定になっております。

【諸橋会長】　　職員意識調査をやる。

【阿部課長補佐】　　はい。

【諸橋会長】　　そうですか。それはすごい。職員の意識調査報告書というのが出ておりますので、これをぜひご活用いただければと思います。よくわかっている部分とあまりわかってないんじゃないかという部分があるという感じだと思います。ぜひ職員意識調査も今後ともご活用いただいて、研修等に活かしていただきたいと思います。

どうでしょう。膨大に資料がありますが、何となくどういう位置づけかということはおわかりいただけたでしょうか。

何か副会長さん、いかがですか。

【佐藤副会長】　　会長は多分今までの経過がかなり頭の中に入っているのですが、今期の審議会の仕事の検討は次回でいいよねというふうに事務局とずっと思っていたと。初めての人にすれば、次回検討するよと言われても、例えば2期からの申し送りとして、この審議会でこういうことを検討してほしいという——必ずということではないですけど、その案、幾つかこういうことを検討してほしいというような、ラフなものでも示さないと、次回検討すると言っても、その場で、来て、「え、何を検討すればいいの」といったら、4回のうち2回、それでもうなくなっちゃうわけですね。ですから、やっぱり1回目のこの場有的时候に、前期のときにある程度の審議をしてきて、次の審議会ではこういうことを審議し

てほしい的なものがあればある程度示す。または、もし委員の方で、こういうことをぜひ審議してほしいということを書いて参加された方がいるのであればそれを提言していただいてというふうにしたほうが何かわかりやすい。次は何をするのかしら。

例えば、審議会によっては市長のほうから答申を出してくれとか、何かかんかということが出る審議会もありますよね。それは今期に関してはないんですか。

【成瀬室長】 具体的にこれから出てくるのは、多分第4次行動計画をいつ始めるかということで、今、ちょうど10年計画の真ん中に当たるんです。ですから、実施状況報告書を見ますと、Aというのは通年事業。Bが19年度までに実施する事業。Cとなりますと、もうほとんど先が予定ばかりで。

【佐藤副会長】 漠然と未実施が多いとか言われても、見込みがある未実施なのか、全く見込みのない未実施なのかを聞かないと。

【成瀬室長】 テーマによって事業は、1つの事業がいろいろな視点で載っておりますので、例えばことしは男女平等の視点に立ったということで実施したとしても、その該当の事業が、例えば健康という視点で入っていないと健康の面の施策の事業は未実施となります。ですから、1つの事業はやっちはいるのですが、視点が違いますので、必ずしも同じ、すべての視点を入れる事業というのは、現実はかなり困難だと思います。ですから、中には未実施としているけれども、事業としては活動しているということもありますので、数字を見られてしまうと担当者としてはかなり厳しい。もうちょっと広く見ていただければと思います。

【佐藤副会長】 だから、女性の再就職の講座みたいなものを、一時、経済課でやっていたり、子育て支援課でやっていたり、それから健康的なものも健康課でやっていたり、子育て支援課でやっていたりとか、その辺もいろいろあると思うので。

【成瀬室長】 そういう分類で必ず1つの事業を1課だけでなしに、3課、4課にまたがる、また同じ名前で載っているものもありますので、そこを全部評価をせざるを得ないというのが理由です。それから、担当課のほうもそれを頭に入れながら予算と日程を調整しながらやっておりますので、その点をご理解をお願いします。予算が絡むものについてはなかなか難しいところもあります。

【諸橋会長】 やっぱり私たちの仕事は、もちろん苦情処理とか小金井市全体の男女平等のことを審議するというのはそのとおりなんですけど、行動計画の進捗状況をいかに把握し、そしてそれを着実に推進していくというのは大事なことだと思うので、第4次の行

動計画を考えていくというのもそのとおりなんですけれども、やっぱり3次であるものをどう推進していくかということも大事な仕事だろうとは思っています。

いかがでしょう。そういう意味では、室長からお話があったように、第3期の、今回我々は特段に諮問事項があるわけではないのですが、今までどおりこの行動計画を評価したりしていくというのが主な仕事になるかと思います。今部会長さんがおっしゃられたように、次回も含めて、今期の我々はどういうことを主にしていけばいいのかということを少しお話しいただければと思いますけれども。

【成瀬室長】 今までの経過をちょっとお話したほうが。

【諸橋会長】 そうしてもらえば。

【成瀬室長】 毎回の審議会の中で、年4回ということで限定されております。市の行動計画の推進状況調査というのが4月に調査を始めて、従来、いろいろ問題はありますが、今、2回目の審議会に間に合うようにでき上がっております。ですから、残り3回の中で行動計画の推進状況調査を審議いただくと。そして、3月に市報等で公表という流れになっております。

あと、従前から引き継いでおりますのが、推進の評価という評価制度ということで審議をいただいております。ここに関しましては、市の行政評価が試行段階から始まって、その動きを見ていったということで、事務担当者のほうとしましては、市の行政評価が市の事業全体にわたって評価されるのかなということで動いていたのですが、かなり方向性が変わってきました。予算面が継承されているものプラスアルファの程度になっております。それも、一度評価したものは毎年評価しない。ですから、場合によっては隔年で評価を行っているということになっておりますので、すべての評価をするのは、事務量としても相当な量になりますので、現実に無理な状況でございます。

ですから、男女共同参画室の推進状況の評価を今後どうしていくか。例えば第三者機関を設ける必要があるかどうかということも含めて、検討を審議にお願いしているのが現実です。その中で、新たに各審議会の委員さんからのご提案とかご意見があった場合は、審議をお願いするということになります。限られた4回の中、事務局のほうでも、前任の担当課長のほうからもいろいろ引き継いでおります。回数を増やすことも今そういった面で非常に難しいんですが、回数を増やしたいという意向もある中、なかなか現実はそのままでなっておりません。

以上です。

【諸橋会長】 ありがとうございます。

ということで、私たちの仕事は、やっぱり評価をどうしていくかということは従前から引き継いでいるという理解でよろしいかと思います。

それから、先ほど来話があるように、第3次行動計画は一応半分ぐらいまで来ているので、第4次を射程に入れながら何か考えていかないといけないこともありそうだということです。

それから、先ほどの「写」と書いてある第3次行動計画に関する提言ですが、これが前回の課題としてあるということで、その辺を見ていただきながら、私たちの今期の課題を考えていただけるといいかなと思います、いかがでしょうか。

ほかは、もちろんお持ち寄りいただいた方で、こういうことをぜひ審議会で話し合いたいというご意見もあるでしょうから、どんどんお出しいただければと思いますが。

【加藤（春）委員】 新米なので流れがよくわからなくて、なぜ2回目のところで終わってこの3回目、今の時期に新しく交代したのかという、そのあたりはあまりに独特のシステムじゃないかと思いますので、その辺を教えていただければ。

【成瀬室長】 そこは経過がありまして、平成16年は、予算の組み方がレベルアップ予算でした。議会等により暫定予算を組まざるを得ない状況となりました。

そこで審議会の事業にかかわっては、レベルアップという部分だと思うんですが、暫定予算の場合は、経常経費しか見れないということで、そこで3カ月の暫定予算を組んだわけです。ところが、3カ月後にまた同じように暫定予算を組まざるを得なかったということで、結果的には9月いっぱいまでは暫定予算で動いてしまったために、審議会の解散があつて募集ができなかったところで、本来、当初から始まるところが10月になってしまったということで、任期が10月から始まったと。そういう事情です。

【加藤（春）委員】 何でこういうふうになっているのかなと。わかりました。

【諸橋会長】 だから、きょうは一応、年度からすると第3回なんですね。

【阿部課長補佐】 そうですね。

【諸橋会長】 不思議なことに第3回なんです、初回なんだけど。

【加藤（春）委員】 じゃあ、何期とかという言い方をしたほうがいいんですか。

【諸橋会長】 どちらのほうがいいですか。というか、これはどこかで正常化できるんですか。

【成瀬室長】 一応、表示そのものとしては、今、年度で行くと回数でやっているんで

すが、その任期中の回数という表示で今続いておりますので。

【加藤（春）委員】 はい。

【諸橋会長】 それで、今こう招集されている。

【阿部課長補佐】 今は、第3期の1回です。

【諸橋会長】 そうなんだよね。平成19年度では、第3回になるんだけど、今は、第3期の1回なので、結局、任期も10月始まりの10月終わり。

【阿部課長補佐】 そうです、そうなります。

【諸橋会長】 いつまでもこういう二重基準というのよね。

【成瀬室長】 1年半で任期ができれば。

【阿部課長補佐】 通常は2年ですね。

【諸橋会長】 そうか、条例に違反するもんね。

【加藤（春）委員】 ついでに瑣末なことで申しわけないんですけど、開催経過の紙を拝見してまず今のことをお伺いしたんですが、この9月27日というのは19年度だと思いますので、それが終わって、その次のところに私たちが今集まっているのが入るんだと思うんですが、既に傍聴者、保育の数が出ていますよね。これは何か実数が入るんじゃないですか。

【阿部課長補佐】 すみません、ゼロがそのまま表示されてしまいました。

【加藤（春）委員】 これは実数が入って行って、いずれ印刷されたものが出されると考えていいんですね。

【阿部課長補佐】 はい。

【諸橋会長】 ほかはどうでしょうか。何かこの委員会で話し合いたいこと等議題がありましたら、次回以降の議題としたいと思いますが。

漠然としたものですが、ずっと積み残してきた進捗状況の評価、それから第2期の提言、第3次行動計画の見直しあたりは私たちの仕事かと思われま。が、ほかに議題にすべきこと等ありましたら。あるいは、次回、それこそ何を私たちはやっていきましようか。一応、3月ごろの予定ですね。

【森田委員】 初めて委員になりましたので、どのような点までこの委員会で話し合いできるかわからないんですが、せつかく公募で市民が委員になっていますので、それぞれの方が自分の地域やネットワークですごくいろいろな資源を持っていると思うんです。知っていらっしやることとか、情報とか、そういうものを日常生活や社会活動で感じる男女

の不平等とか。ですので、審議会ではそういうことを少しどういう……。

【諸橋会長】 話とか思いを。

【森田委員】 そうですね、思いとか、活動で支援をやっていらっしゃるというのを、必ず時間をとって、話せるとよい。それを例えばさっきのような苦情処理の窓口があることをどんなふうに伝えるだとか、あるいは細かい面での、例えばこういう事業をもっとやったほうがいいんじゃないかという意見もあると思いますので、ちょっとそういう時間をとっていただけるとよいかと。ほんとうに一般市民として参加していますので。

私は、小金井の市報ぐらいしか市の男女平等施策について知る部分がなかったので、それでもまだ私は知っているほうだと思うんです。でも、まだまだ市民の方には印象が薄いと思うんです。条例もプランもあつたのねというのがきっと一般の市民の方の実感だと思うんです。

今、私が勤務している自治体でも、センターはあるんですが、認知度自体は10%台なんです。20%行っていませんので、それにやはり苦情処理なんかも活用されていないというのがあると思いますので、ぜひ一般市民が公募で入っているよさを審議会で生かしていただいて、より男女平等施策が浸透するとよいと思います。せっかく皆さんで議論しているので、条例やプランがより実効性があつたり、市民の方に役立つようなという、要するに改良していくような、おろしていくような時間をつくっていただけると。

具体的に言うと、私が自分の見てきた小金井市の事業は、男女平等を前面に出した事業が少ないように感じていまして、さっきおっしゃったような再就職セミナーも、最近あまり市報では拝見しなかったような、そういうものをもっと全体的な事業報告書を拝見して提案していきたい。子育て支援の講座はあつても、ほんとうに不平等にまつわる問題を解決するような事業を実施していないように思うので、やってほしいと思っているんです。

もしすでに実施されているとしたら、それはいろんな課にまたがってやっていらっしゃるという関係で自分が気がつかないだけだなと思いますので。ただ、市民にとっては見えないわけなので、せっかく市がやっていることが市民に届いていないというのがありますので、ちょっと状況をお聞きしたい。そういった思いを持ってまいりましたので、ぜひそういう場を設けていただきたいと思います。

【諸橋会長】 ありがとうございます。そういう審議だけじゃなくて、懇談の時間が非常に必要ですね。

事務局の方で次回の議題について何かお考えでしょうか。

【阿部課長補佐】 次回は3月の予定ですので、市民意識調査の調査結果が出ればそれを提案したいと思います。

【諸橋会長】 それと、職員の意識調査も皆さんにお送りいただいていたのですが、前、なかったっけ？ 新しい委員さんに送っていないですよ。

【阿部課長補佐】 送っていないです。

【諸橋会長】 送っていただいていたんですか。

【阿部課長補佐】 職員の意識調査の報告書ですね。はい、わかりました。

【諸橋会長】 あれを見ると、多分、今の職員自体がなかなかワークシェアできていない実態というのも見えてくると思いますし、市民意識調査からは、これもまたおそらく市民のニーズが、子育て支援とか、介護者支援とか、高齢者支援とか、求められている実態が出るかと思われます。あるいは、条例の認知度とかもあったかな、多分1割行っていないかもしれませんが、そういう実態が出ると思います。多分、データの宝庫だと思いますので、早めにいただければ早めにいただいて、ご検討いただいて、きょう皆さん方から出していただいたような方向づけで話し合えればと思います。

繰り返しになりますけれども、そういう意味での意識調査の結果が出たので、それを使って施策を考えてみたりするというのと、それからこの進捗状況を見ながら評価をどうしていくかというあたり、そして第2期の提言をどう実現させていってもらえるか、それから第4次に向けてどういうことが考えられるかといったあたりから今期の議題になるかと思しますので、幅広くありますが全部で4回しかありませんが、そのような議題をお考えいただければと思います。よろしいでしょうか。

【佐藤副会長】 この2期の提言をこうしたことによって、具体的に市としてはどういうふうになるか、提言して提言を受けましたとあって、ちょっと読んでいないのでわからないんですけれども、受けたときに市の施策とか何かに提言がどういう形で還元していくとか、その辺のところは非常に知りたいので、それによって提言の出し方というよりも、こういうことを反映しないんだったらこういう出し方とか、例えば具体的に実行委員会的な小回りのきく小委員会をつくってとかということもあると思うので、これは7月30日付で出したわけですよ。

【諸橋会長】 出して検討もいただいているんですが。

【佐藤副会長】 検討いただいてどう変わるというか、どうなるのか、その辺の経緯のところを伺いたしたいと思います。

【阿部課長補佐】 次回に資料をお出しします。

【諸橋会長】 そうですね。第1期もこういう提言を出したんですけども、実は第1期と第2期の提言と大分重なっているところもありまして、つまり第1期の提言があまり生かされなかったということがありますので。

【佐藤副会長】 そうそう、第3期に同じような提言だと……。

【諸橋会長】 難しいものがあるので、ぜひどう変わったかをもう少し具体的にお話しただければと思います。ありがとうございます。

それでは、DV防止法の変更に伴って新しいプリントをいただいております。「配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱」ということで、これは事業所としての問題じゃなくて、小金井住民にかかわるものということでしょうか。ちょっと解説いただけますか。

【成瀬室長】 今回配付させていただきました配偶者からの暴力等の取り扱いにつきましては、DV法の改正とは関連していません。ただ、中身は従来、国のDV法に関して方針が出ておりますので、それに伴って個別に住民票の発行を防ぐとか、住所がなくても国民健康保険、公的年金の加入、あと手当等の支給の関係についても動いておりました。

それらは、個別に動いておりましたが、今回、市役所の情報システムが統合化の形で、従来個別に処理をして個別に審議対応していたデータが、基本的な住所、名前、生年月日に関してすべて一本化に統一をされます。それに伴って、個別で情報収集していた情報が、他課に基本的に共通して流れるということになりましたので、それとあわせて要綱を整備し、また内容を充実させ、市民への対応を変えるという形でできております。

趣旨としましては、今までのDV法の関係とストーカーの関係、また公衆に著しく影響を及ぼす東京都の迷惑防止条例、これに対しましては既に市民課のほうで動いておりました。それは、あくまでも住民票のある方、または本籍のある方、またはあった方という形の支援だったわけですが、今回は、住所がなくて、例えばですが、健康保険に入っている方が住所がない方の住所、専門用語で言いますと「住登外」という住民登録以外の住所というところで個々の登録をしている、または個々に通知を出しているという支援事業を行っております。それを実際にやっておりますので、それを今回の要綱の中に含めております。

これまでは、各課で受けた支援は他課とは連携していません。例として、市民課のほうで住民票の発行を停止したとしても、他課の証明が出てしまう。という、これは本人申請

に基づくものなのですが、実害は実際にはないのですが、職員の意識の問題もありますので、気をきかせて情報を提供してしまうということも新聞にとりあげられておりますので、そこも含めて整備をしながら、厳格な管理をするというところの要綱であります。

ですから、住民票のある方ない方、外国籍の方、住所がない方はすべてです。ここで対応できないのは、本籍のない方は対応できないです。あくまでも住所、居所を基準として要綱を整備したものです。この要綱に基づいて、ご本人から同意書を得た上で、他課の情報と連動をして他課の証明書を、基本的には加害者に情報を提供しないという趣旨でそういう制度をつくりました。これが12月11日付で施行になりました。

電算システムのほうは、差し迫っております、25日から運用が開始されます。ですから、実際のところは、今変更、整備されているところについては、支援を受けている方につきましては、男女共同参画室と市民課で支援者に関しては承諾書は受けてはいないんですが、とりあえず先行をして、危険性があるということを考慮してデータを処理します。それらをあわせて、後日、ご本人たちと連絡をとった上で意思確認をし、整備を進めてまいります。

職員のほうで個人の情報を見る場合には、操作する方が必ずパスワードを入力した上で履歴をとって、後日、確認調査するという管理を行います。

【諸橋会長】 ありがとうございます。何かご質問ありますか。

要するに、コンピューターの一元化で住所のない人も対応できるようになり、しかもそれが一括して指示されるので、あっちの部署ではあしたりとかいうことがなくなるということですね。転校した子供なんかの情報にはわからないようになるということですね。

【成瀬室長】 今のところは、学務課のほうの就学もすべてです。

【諸橋会長】 一括してわかるようになります。

【成瀬室長】 ちょっと補足させてもらいますが、個々いろいろな理由があります。

個別に対応いたします。

【諸橋会長】 わかりました。この場合はまだDVということなんですね。

何かご質問ありでしょうか。12月11日付で、即日施行ということだそうです。ありがとうございます。

ほかに何か議題等ございましょうか。なければ、時間もあれですが、次回の予定を決めたいと思いますが、事務局のほうからありましょうか。

【阿部課長補佐】 一応、事前にお配りした3月の予定表を今日いただいて、こちらで

それを調整して、また後日日程をお知らせいたします。

【諸橋会長】　　じゃあ、どうもありがとうございました。

【佐藤副会長】　　決め方なんですけれども、もし第何金曜日の何というふうに先に決めておけば、皆さんお忙しいので、もうここは決まっているからということで配慮できる。毎回、1カ月前に調整するというのと、どっちがいいのかなと思うんですけど。

【阿部課長補佐】　　従来、皆さんのご都合で決めています。

【佐藤副会長】　　合わせるのがなかなか大変じゃないですか。

【阿部課長補佐】　　一番多いところを選択させていただいています。

【佐藤副会長】　　もし都合がつくのであれば、例えば3カ月後、きょうは第3金曜日の午前で皆さんがというつもりで、先に押さえていってしまったほうが時間が逆に合うかなと思うときもあるんですけど。

【山本委員】　　その決め方だと、私は、都の校長会の役員もやっていて、優先順位で言うと、そっちのほうがいっぱい詰まっていますので。

【佐藤副会長】　　いつになるか全然わからないわけですか。

【山本委員】　　ですから、金曜日の午前とかと決められても、その会議が入っているケースが多いので、やはりその都度一番多い方がいいと思います。

【佐藤副会長】　　わかりました。

【諸橋会長】　　要するに、フィックスしないほうがいい。

【山本委員】　　はい。

【諸橋会長】　　わかりました。では、お手数ですけれども、そのようにお願いします。

【阿部課長補佐】　　今までの方法でということで、よろしく願いいたします。

【諸橋会長】　　それでは、特にごさいませんでしたら、第3期の第1回になりますけれども、男女平等推進審議会を閉会いたしたいと思います。

どうもありがとうございました。

— 了 —

小金井市男女平等推進審議会の進め方について（案）

1 会議について

- (1) 会議は、会長が招集する。（条例 3 1 条第 1 項）
- (2) 会議の成立は、委員の半数以上の出席をもって開催する。（条例 3 1 条第 2 項）
- (3) 会議は、原則公開とするが、審議会の適正な運営に支障があるときは、非公開にできる。（条例第 3 3 条）

2 会議録の作成について

- (1) 会議録作成方法の決定（市民参加条例第 5 条）

- ① 全文記録
- ② 発言者の発言内容ごとの要点記録
- ③ 会議内容の要点記録

- (2) 会議録確定までの流れ（全文記録の場合）

ア 業者委託（テープ反訳）とする。

イ 校正の概要

（ア）流れ

業者による会議録の作成 → 事務局の校正 → 各委員へ会議録（案）送付・各委員発言部分の確認、修正（会長へ一任） → 事務局の修正 → 会長へ校正会議録送付・確認・確定 → 各委員へ確定した会議録送付 → 会議録として公開（企画政策課男女共同参画室・情報公開コーナー・議員図書室・図書館）

（イ）修正内容

差別用語、事実誤謬、個人名、名称の誤謬及び漢字の変換ミス等

3 傍聴について

- (1) 審議会の日程は、市報及びホームページに掲載する。
- (2) 傍聴者からの意見表明については、意見用紙により行う。
- (3) 傍聴者からの意見表明について、会長判断により、必要に応じて審議会の参考とし、意見に対する質疑応答は行わない。（別紙意見用紙参照）

小金井市男女平等推進審議会開催経過

(平成17年度・18年度)

回	日時・場所	内 容	委員の出席	その他 (傍聴・保育等)
1	平成17年度 4月15日(金) 午前10時～11時50分 於:801会議室	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進審議会(第4回)会議録の確認について 男女平等社会の形成に関する審議会の意見等について 	7人 (欠席3)	傍聴者:1 保育:0
2	7月29日(金) 午後7時～9時 於:601会議室	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進審議会(第1回)会議録の確認について 男女平等社会の形成に関する審議会の意見等について その他 	9人 (欠席1)	傍聴者:0 保育:0
3	11月25日(金) 午後7時～9時 於:801会議室	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等基本条例について 第3次行動計画について 審議会の進め方について その他 	6人 (欠席2)	傍聴者:0 保育:0
4	3月9日(木) 午後7時～9時15分 於:601会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第3次行動計画推進状況調査報告書(平成16年度)について 男女共同参画基本計画(第2次)について 	8人 (欠席2)	傍聴者:0 保育:0
1	平成18年度 5月26日(金) 午後7時～9時30分 於:西庁舎第5会議室	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進審議会(第3回・第4回)会議録の確認について 第3次行動計画推進状況調査報告書(平成16年度)について 男女平等推進審議会の提言に関する報告について その他 	9人 (欠席1)	傍聴者:1 保育:0
2	9月29日(金) 午前10時～12時15分 於:萌え木ホール	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進審議会(第1回)会議録の確認について 第3次行動計画推進状況調査報告書(平成16年度・17年度)について 男女平等推進のための小金井市職員の意識調査について(案) その他 	8人 (欠席2)	傍聴者:0 保育:0
3	12月8日(金) 午後7時～9時10分 於:前原暫定集会施設A会議室	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進審議会(第2回)会議録の確認について 第3次行動計画推進状況調査報告書(平成16年度・17年度)について その他 	9人 (欠席1)	傍聴者:0 保育:0
4	3月8日(木) 午後2時～4時 於:801会議室	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進審議会(第3回)会議録の確認について 第3次行動計画推進状況調査報告書(平成16年度・17年度)について その他 	8人 (欠席2)	傍聴者:0 保育:0

小金井市男女平等推進審議会開催経過

(平成19年度・20年度)

回	日時・場所	内 容	委員の出席	その他 (傍聴・保育等)
1	平成19年度 6月1日(金) 午後2時～4時 於:801会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等推進審議会(第4回)会議録の確認について ・ 職員意識調査世代別回答状況について ・ 市民意識調査項目について ・ その他 	5人 (欠席5)	傍聴者:0 保育:0
2	9月27日(木) 午後7時～9時 於:801会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等推進審議会(第1回)会議録の確認について ・ 第3次行動計画推進状況調査報告書(平成18年度)について ・ 市民意識調査調査票について ・ 第3次行動計画に関する提言について ・ その他 	8人 (欠席2)	傍聴者:0 保育:0
3	月 日() 午後 時～ 時 於: 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 	人 (欠席)	傍聴者: 保育:
4	月 日() 午後 時～ 時 於: 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 	人 (欠席)	傍聴者: 保育:
1	平成20年度 月 日() 午後 時～ 時 於: 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 	人 (欠席)	傍聴者: 保育:
2	月 日() 午後 時～ 時 於: 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 	人 (欠席)	傍聴者: 保育:
3	月 日() 午後 時～ 時 於: 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 	人 (欠席)	傍聴者: 保育:
4	月 日() 午後 時～ 時 於: 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 	人 (欠席)	傍聴者: 保育: